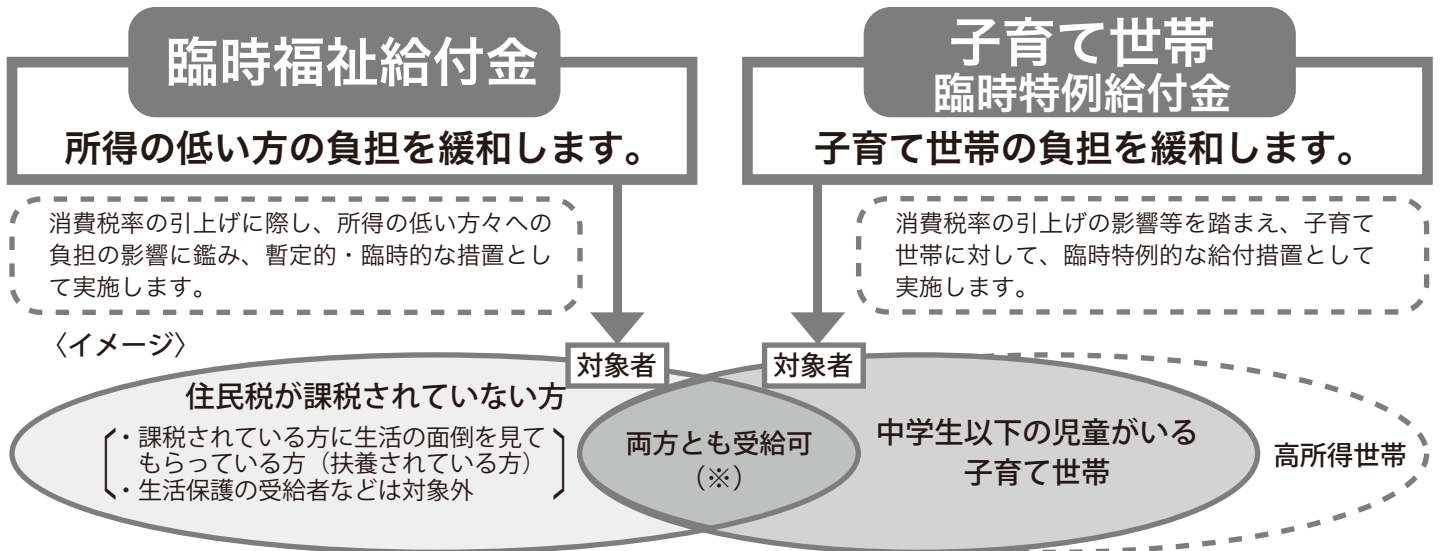


お知らせします。2つの給付金（平成27年度）。



（※）平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

申請方法

臨時福祉給付金

申請先：築上町役場 税務課「臨時福祉給付金」窓口

基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が築上町にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても築上町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに築上町にお住まいの方については、築上町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

申請期間：決定次第お知らせします。

提出書類：申請書（受給対象者に郵送する予定にしています。）

子育て世帯臨時特例給付金

申請先：築上町役場 福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

平成27年6月分の児童手当を築上町から受給される方が対象です。

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、築上町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が築上町にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらでご確認ください。）

申請期間：平成27年6月10日（水）～平成27年9月10日（木）

提出書類：申請書（児童手当現況届のお知らせと同封し郵送します。現況届対象外の方で本給付金の受給資格がある方は窓口でお渡しします。また公務員の方は各所属所にお問い合わせください。）

給付金の受取方法

●申請書に記載した**指定口座に入金**されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

●平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます**。

その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。

●原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。

●申請期間などは、**各市区町村により異なります**。築上町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

臨時福祉給付金

支給要件

- 支給対象者** 平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
※ただし、

・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合 (住民税において、どなたかの扶養となっている場合)
・生活保護の受給者である場合 など

 は対象となりません。
- 支給額** 1人につき 6,000円
- 基準日** 平成27年1月1日
(参考) 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168万円
夫婦子2人	209.7万円

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- 支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。
※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。
※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。
- 対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- 支給額** 対象児童1人につき 3,000円
- 基準日** 平成27年5月31日

問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ

築上町 税務課 「臨時福祉給付金」窓口

電話：56-0300 (本庁内線212・213)

福祉課 「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

電話：56-0300 (本庁内線240・242)

●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570 (037) 192 みな いいきゅうふ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

